

# 興福寺・和泉国司紛争と後鳥羽上皇

——建久九年初度熊野御幸をめぐつて——

谷昇

はじめに

本稿では、先行研究とりわけ上横手雅敬氏が「最後の頼朝書状<sup>③</sup>」においてなされた論点提示を承けて、紛争の経緯をさらにくわしく吟味することにより、後鳥羽院政発足直後の政治状況の一端を明らかにしたい。

建久九年正月十一日に譲位した後鳥羽上皇は、同年三月三日土御門天皇を即位させたのち、八月十六日には、はじめての熊野御幸に出発した。ところが路次御所造営の課役をめぐり、和泉国内の興福寺・春日社領内（以後興福寺領という）において、国司平宗信と興福寺の間に紛争が起こった。興福寺の訴えによれば、国司らは興福寺領内において、神人・仕丁らを凌轢し、神木（榦）を焼くなどの濫妨をはたらいた。これにたいし興福寺は、神木動座による強訴をかまえて抗議、朝廷・源頼朝までを巻き込んでの騒動に発展し、事態は国司平宗信と寺僧の流罪をもつて決着した。

譲位直後の青年上皇後鳥羽にとつて、初度熊野御幸を契機として惹起し、土御門天皇大嘗会を挟み展開したこの事件は、上皇みずからが、公家・寺社・武家それぞれの論理と行動を目のあたりにする契機となり、以後の後鳥羽院政に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

承久の乱に集中する後鳥羽研究にたいし、建久年間への注目がうながされ、さまざまな議論がおこなわれたが<sup>①</sup>、この事件にかんしては、いくつかの論文および地名辞典などでとりあげられているが、本格的な検討はなされていないようである。<sup>②</sup>

①永享三年（一四三二）正月十九日写、前田尊経閣文庫蔵（「尊経閣本」という）。表紙・包紙あり。東大史料編纂所に影写本がある。<sup>④</sup>

②年月日未詳写、東大寺尊勝院蔵（「尊勝院本」という）。東大史料編纂所の写本によると、①と同内容の文書の末尾に「以<sup>ニ</sup>興福寺明王院本<sup>ニ</sup>写焉」と注記され、つづけて弘長の強訴関連文書八点が追記され

ている。

『興福寺牒状』所収文書、同写本の伝来等については別途詳細な検討が必要であるが、少なくとも写本の注記等からして、原本は興福寺明王院に伝えられたものと考えられる。今回、尊経閣文庫の御配慮により、より古態を伝えると思われる写本原本（①）を閲覧することができた。以下その概要を示す。

【包紙（上覆）】包紙中央には「興福寺牒状 一冊」と大書され、左側に牒状の網羅的蒐集を図るための指示等が記されている。右側には、異筆（加賀前田五代藩主綱紀自身の筆と考えられる）の備忘が記されており、「牒状ノ始原・終期ノ事、順庵へ頼置也（中略）此冊末、頼朝之状脱落ノ分、明王院へ尋ね遣上、尋ね給ニ可レ任」なる一文がある。

【冊子および表紙・奥】冊子は縦二九六mm×横二五〇mmの列帖装で、表紙・裏表紙あわせて二四丁（墨付同）、表紙中央に「興福寺牒状」、左端下に「伝頼専」、並べて「沙門釈宗性」とある。裏表紙には「永享三年正月十九日南戒壇院善春（花押）」なる奥書がある。

【内容】書写収載されている文書は一〇通で、その内容はつぎのとおりである。

- ① 承安三年十月日の日付をもつ牒状案文四通、申状案文一通（記載順に『平安遺文』三六四六・三七・三八・四〇・三九）
- ② 保元三年七月日の日付をもつ申状案文一通、同年十一月日の申状案文一通（同、二九三七・三八・五八）
- ③ 「興福寺遣鎌倉状（解脱房草云々）」（〈〉内は割書、以下同じ）なる表題をもつ文書一通（『鎌倉遺文』一〇〇九）。
- ④ 二二丁裏から「去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了」（表題なし）にはじまる後欠文書（『源頼朝書状』）一通（『鎌倉遺文』一〇一〇・補三〇七）。

本稿で検討する文書は、上記のうち③および④であるが、③は、『大日本史料』『鎌倉遺文』等をはじめとして、一般に「興福寺牒状」と呼ばれている。しかし同文書は「興福寺遣鎌倉状」と標記して書写されたものであり、本稿では「興福寺申状」と呼ぶことにした<sup>⑦</sup>。

## （2）建久九年源頼朝あて興福寺申状

ここで、本稿で利用する史料を掲げておく。「興福寺申状」は『大日本史料』建久九年十一月一日条、『鎌倉遺文』一〇〇九号に収載されている。長文にわたるため、尊経閣本により校訂したうえで、事書・要所のみ掲出する。

### 【史料A】源頼朝あて興福寺申状

興福寺遣鎌倉状（解脱房草云々）

上啓 条々

一 和泉国司旁犯遇<sub>過</sub>事

右、南山御幸泉州經營之間、触<sub>二</sub>當寺當社庄園<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>非例非分之課役<sub>一</sub>。近則 故院臨幸之時、一旦雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>、具經<sub>二</sub>奏聞<sub>一</sub>皆蒙<sub>二</sub>恩免<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>今度<sub>一</sub>者、云<sub>二</sub>無道<sub>一</sub>云<sub>二</sub>苛法<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>称計<sub>一</sub>。其趣雖<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>仙洞叡旨<sub>一</sub>、实皆国司之奇謀也。其内於<sub>二</sub>寺領谷川庄<sub>一</sub>、卷<sub>二</sub>仕丁於簗中<sub>一</sub>、懸<sub>二</sub>法湯於其上<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>極刑<sub>一</sub>、殆及<sub>二</sub>悶絶<sub>一</sub>、庄民募<sub>二</sub>色々物<sub>一</sub>僅救<sub>二</sub>其命<sub>一</sub>畢。仍寺家勒<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>及<sub>二</sub>訴訟<sub>一</sub>之間、<sub>二</sub>京又於<sub>一</sub>社領春木庄<sub>一</sub>、捕<sub>二</sub>神民<sub>一</sub>而卷<sub>レ</sub>簗、取<sub>二</sub>賢木<sub>一</sub>而燒失。土民乍<sub>レ</sub>恐制止之剋、剩集<sub>二</sub>年々榊<sub>一</sub>、併燒<sub>二</sub>失<sub>一</sub>之。謗言之旨、殊蔑<sub>二</sub>神威<sub>一</sub>。其外於<sub>二</sub>池田庄等<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>種々狼藉<sub>一</sub>、重畠之次第、殆匪直也事。凡非<sub>二</sub>一所<sub>二</sub>所<sub>一</sub>狼狽<sub>一</sub>、已亘<sub>二</sub>三ヶ所<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>一事<sub>一</sub>非<sub>二</sub>二事<sub>一</sub>、犯過又及<sub>二</sub>五个条<sub>一</sub>、神民凌礮粗雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其例<sub>一</sub>、御榊燒失前代未聞（中略）

一 不レ弁<sub>二</sub>時節譏嫌<sub>一</sub>由事<sub>一</sub>（中略）

一 為<sub>二</sub>初度臨幸<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>忌<sub>一</sub>（忘カ）<sub>二</sub>万事<sub>一</sub>由事<sub>一</sub>（中略）

以前条々、大略如此（中略）抑武略之士、必舍<sub>一</sub>忠貞<sub>一</sub>、々々之臣未下  
必飽<sub>二</sub>皇恩<sub>一</sub>、々々雖<sub>レ</sub>貴、人望或乖、人望雖<sub>レ</sub>重、仏家未<sub>レ</sub>許。独  
蓋<sub>レ</sub>之備<sub>レ</sub>之者、只<sub>レ</sub>幕下之御明徳歟。臣以<sub>レ</sub>直<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>忠、幕下争不<sub>レ</sub>諫<sub>二</sub>  
我君<sub>一</sub>、々以<sub>レ</sub>明為<sub>レ</sub>聖。上皇宜<sub>レ</sub>感<sub>一</sub>其詞<sub>一</sub>。衆議之趣、執啓如<sub>レ</sub>件、  
恐惶頓首謹言。

十月廿九日<sub>⑧</sub>

建久九年十一月一日

別会五師

### （3）源頼朝書状

「源頼朝書状」は『大日本史料』建久九年十二月一日条、『鎌倉遺文』  
一〇一〇号、同補三〇七号、黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編<sup>⑨</sup>』等  
に収載されている。訛文にはそれぞれ異同があり、尊経閣本によつて校  
訂した全文を掲げる。

#### 【史料B】源頼朝書状

去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了。興福寺衆徒申和泉  
国司事、折紙見給候了。誅<sub>二</sub>伏衆徒<sub>一</sub>之後、天下静謐之今、所<sub>二</sub>燒失<sub>一</sub>  
之東大寺被<sub>二</sub>改作<sub>一</sub>候。被<sub>レ</sub>興<sub>二</sub>亡廢之基跡<sub>一</sub>了。当<sub>二</sub>于斯時<sub>一</sub>、衆徒且可  
レ<sub>レ</sub>廻<sub>二</sub>仏法修學<sub>一</sub>之處。依<sub>二</sub>彼国司狼藉<sub>一</sub>、時衆<sub>二</sub>振<sub>一</sub>春日神輿<sub>一</sub>、擬<sub>二</sub>群  
參<sub>一</sub>之条、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>返逆<sub>一</sub>候歟。国司縱有<sub>二</sub>濫行<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>郡參<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>  
何箇度<sub>一</sub>可<sub>二</sub>訴申<sub>一</sub>候。就中院号之後、南山初御臨幸候。又御禊大嘗  
会者、一代一度嘉礼、国家福祐之大基候。隨則期日近々、嚴重異  
レ他。縱雖<sub>レ</sub>有<sub>下</sub>可<sub>二</sub>訴申<sub>一</sub>之事上、退可<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>候歟。君者雖<sub>レ</sub>无<sub>二</sub>和泉  
国司一人、何事之闕御哉。而衆徒依<sub>二</sub>両神人之沙汰<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>抄<sub>一</sub>節<sub>一</sub>、  
不<sub>レ</sub>恐<sub>二</sub>朝威<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>郡參<sub>一</sub>候者、申状雖<sub>二</sub>懇切<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御裁許<sub>一</sub>。

只以<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>訴申候者、争無<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>候哉。蜂起之条、猶々不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>  
左右<sub>一</sub>候事歟。為<sub>二</sub>武士<sub>一</sub>之輩、元掌<sub>二</sub>芸<sub>一</sub>、全不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>候者也。  
然而諸国勇士之中、雖<sub>レ</sub>有<sub>下</sub>結<sub>二</sub>私意趣<sub>一</sub>之輩上、偏藏<sub>二</sub>弓箭<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>会稽<sub>一</sub>  
是則依<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>君之德之化<sub>一</sub>也。爰衆徒者、云<sub>二</sub>才智<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>口<sub>一</sub>因乎、  
惣弁<sub>二</sub>理非<sub>一</sub>之器也。初以不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>喻<sub>二</sub>武士<sub>一</sub>候。而朝家大礼之時、依<sub>二</sub>  
少事<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>朝敵<sub>一</sub>哉。頼朝奉<sub>二</sub>勅命<sub>一</sub>、追<sub>二</sub>討凶党<sub>一</sub>之  
後、雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>武士之身<sub>一</sub>、興<sub>二</sub>隆仏法<sub>一</sub>之志甚深也。仍雖不<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>殺罪  
之計<sub>一</sub>候、慄稟<sub>二</sub>弓裘之芸<sub>一</sub>事、君之日、何不<sub>レ</sub>鎮<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>聖化之事<sub>一</sub>候哉。  
衆徒企<sub>二</sub>參<sub>一</sub>洛<sub>一</sub>候者、且差<sub>二</sub>遣<sub>一</sub>前駆之武士<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>相禦<sub>一</sub>候。猶不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>皇  
威<sub>一</sub>、提及<sub>二</sub>訴逆<sub>一</sub>者、頼朝雖<sub>二</sub>自身<sub>一</sub>可<sub>二</sub>馳參<sub>一</sub>候歟。相禦之間、衆徒  
定及<sub>二</sub>合戰<sub>一</sub>者、不慮之外、殺罪出来候歟、抑高能卿早世之間、暫殺  
生（後欠）〔注〕東大寺尊勝院本は、文末「間暫殺生」の四文字を欠く。

## 第二節 頼朝書状の発給日をめぐつて

### —通説と上横手雅敬説—

#### （1）通説と上横手雅敬説

上記「頼朝書状」「興福寺申状」にかかる興福寺・和泉国司紛争につき  
『大日本史料』建久九年十一月十一日条は、「興福寺衆徒、攝政基通ニ因  
リテ、和泉国司ノ処分ヲ執奏センコトヲ頼朝ニ請フ、尋<sub>レ</sub>頼朝之ニ答フ」  
といつた綱文とともに、「興福寺牒状」につづけて「源頼朝書状」を載せ  
ている。すなわち『大日本史料』では、両状の発給は前掲史料A—Bの  
順であり、興福寺が氏長者攝政藤原基通を通じて頼朝に「牒状」を送り、  
頼朝がこれに返書をもつて答えたものと解されている。この理解を便宜  
的に「通説」とする。

一九七一年、上横手雅敬氏は、頼朝の本事件への関与を「頼朝の生涯

におけるほとんど最後の政治活動<sup>⑩</sup>（頼朝は翌正治元年正月十三日没）であり、興福寺あて書状を「最後の頼朝書状」と位置づけたうえで、『大日本史料』綱文から辻善之助氏の理解（後述）につながる史料解釈（通説）に疑義を呈した。すなわち上横手氏は、文書発給順をB—Aであると主張した。上横手氏の議論はつぎのように整理することができる。

① 頼朝書状には、「去八日御教書、昨日〈十六日〉到来、謹拝見候了」とあるから、書状が書かれたのは某月十七日である。また、Aの日付は十一月一日であるから、通説のようにA—Bとすると、Bの日付は十一月十七日だということになる。

② しかし、文中に「御禊大嘗会者、一代一度嘉礼、国家福祐之大基候。隨則期日近々、嚴重異他」とあることから、文書発給日は十月二十七日の御禊以前、すなわち十月十七日以外にありえない。

③ 通説にしたがうならば、書状の前提となつた御教書は十一月八日に提出されたことになるが、「当時は平靜に大嘗会の準備が進められており、頼朝の憂慮するがごとき事態は見られない」（二六八頁）。

④ AはBにおける頼朝の非難・警告に対応した陳弁を含んでいる。

通説に拠つた理解としては、辻善之助「頼朝の宗教政策」（一九四七年）、『和泉市史1』（一九六五年）、『大阪府地名大辞典』（角川書店、一九八三年）の「池田莊・谷川莊」の項および『大阪府の地名』（平凡社、一九八六年）の「池田庄・春木庄」の項などがある。しかし同書「谷川庄」の項だけは上横手説に立ち、頼朝書状の日付を「一〇月一七日」と明確に書いている。また竹内理三氏は、頼朝書状を『鎌倉遺文補遺』に再収しており、「建久九年十一月十七日カ（上横手雅敬説）」（十月十七日の誤り）筆者注と発給日を推定し、黒川高明氏も頼朝書状について、「上横手雅敬氏ノ「最後の頼朝書状」（『鎌倉遺文月報』一二）ニヨリテ、本文書ノ発給年月日ヲ、建久九年十月十七日ニ当ツ」と注記している。現在ではむしろ上横手説

のほうが「通説」になつてゐるといつてもよい状況にある。

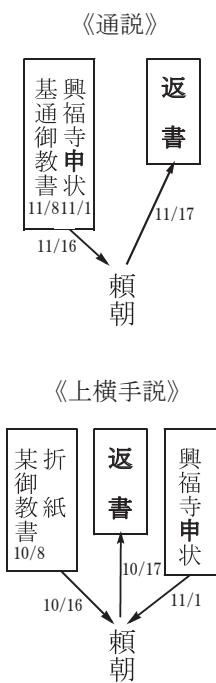
ただ、上横手氏の指摘は、月報所載の論文でおこなわれたという性格上、記述は簡潔である。そこで議論の前提として、「頼朝書状」の日付すなわち「興福寺申状」との前後関係について、いますこし掘り下げて検討を加えておきたい。

## （2）頼朝書状と興福寺申状前後関係の検討

頼朝書状は原本が伝わらないうえに後欠であり、発給日を特定することはできない。そこで、伝えられる写本二種（尊経閣本・尊勝院本）について、それぞれの注記内容や書写の形式・順序などに、A・Bの前後関係を判断する材料はないか検討した。しかし両者ともAに続けて、何の注記もなしにBが写されているだけで、特段の情報を得ることはできなかつた。

つぎに、文書のやりとりの面に注目すると、通説では十一月八日付の藤原基通「御教書」および「興福寺衆徒申和泉国司事」なる「折紙」が、同月十六日頼朝のもとに届き、頼朝は翌十七日に返書Bを出した。だとするならば、この「折紙」が「興福寺牒状」である可能性が高い。

いっぽう上横手説にしたがうならば、まず十月八日付の某「御教書」および「折紙」が頼朝のもとに届き、翌十七日に返書Bが作成された。Bにたいし、別会五師の名をもつて、十一月一日付で発せられたのがAであった。両説を略図すると左図のようになろう。上横手説の場合、A・



Bに先行する某御教書および折紙の存在を想定しなければならず、このかぎりにおいては通説のほうがすつきりしている。なお上横手氏は、御教書の発給者を藤原基通とする通説の理解についても、その想定を留保している（後述）。

頼朝書状の内容に注目すると、上横手説の論拠を決定的にしているのは、「御禊大嘗会者、一代一度嘉礼、國家福祐之大基候。隨則期日近々、嚴重異レ他」（傍線筆者）なる一文であろう。この年の土御門天皇大嘗会御禊は十月二十七日（大嘗会は十一月二十二日）におこなわれているから、書状の発給は「御禊」以後ではありえない。

にもかかわらず『大日本史料』編者が頼朝書状を、十一月一日付の興福寺牒状への返書（すなわち十一月十八日付）としたのはなぜか。当時「大嘗会」そのものを「御禊大嘗会」と称することがあつたのではないかと考えてみる。しかし史料上そのような用例を確認することはできない。たとえば、『名目鈔』（恒例諸公事臨時篇）にも、即位・御禊・大嘗会を、「以上謂三ヶ之重事」とあることなどからしても、通説が「御禊大嘗会」（大嘗会）との理解にたつていることは考えられない。<sup>15)</sup>したがつて尊経閣本・尊勝院本『興福寺牒状』における文書の配列順序が「申状」→「書状」の順に編纂されていたことから、単純に両状の前後関係が決められてしまつたと考えるほかない。

### （3）紛争経過による検討

文書A・Bの前後関係を明らかにするためには、如上の考察に加え、通説・上横手説のそれぞれを、紛争の経過の中に置いてみると、両説の妥当・整合性を検証することが重要であろう。紛争の経緯は、前記「源頼朝書状」「興福寺申状」のほか、吉田資経の日記『自曆記』（『資経卿記』）、『法隆寺東院縁起』、『三会定一記』、『古記部類』、その他の史料により比較的詳しく知ることができる。<sup>16)</sup>諸史料にもとづき関係年表を作

成した。

【表】建久九年興福寺・和泉国司紛争関係年表

8月以前	1・11
○後鳥羽天皇、土御門天皇に譲位。	
○「後鳥羽上皇熊野御幸、和泉国御所造當につき、同國內興福寺領において、國使の濫妨がある「太上天皇初御熊野詣、和泉国御所造當之間、國使催御寺領谷川庄」之処、召使等凌轢御寺仕丁。於池田庄凌轢散所神人」。於春木庄燒失御榦了」（三会定一記）（古記部類）	
○興福寺、国司の流罪および日代の禁獄を要求「依事件」僧綱以下雖訴申配流國司少納言宗信・禁獄日代等之由、無指御裁許」（三会定一記）（古記部類）	
○朝廷は下手人の禁獄のみを決定「其後可レ禁獄下手人之由被仰下」之間、「寺諸衆不勝憐憤」（三会定一記）（古記部類）	
○八月上旬之比、寺中歎息之刻……」（興福寺申状）	
○後鳥羽上皇、初度熊野御幸出発。帰洛日未詳。	
○權中納言平親宗を大嘗会御禊裝束司長官に補任「公卿補任」（参考）	
○比叡山横川衆徒の訴えにより、延暦寺執當法眼実誓らを流罪（華頂要略）	
○興福寺、朝廷に訴えるが沙汰なし「自九月廿七日」、大衆騒動訴申、猶無御沙汰」（三会定一記）（古記部類）	
○院において大般若御読経あり。平親宗息親長、堂童子を辞退して後鳥羽上皇逆鱗「昨日院大般若御読経、堂童子親長辞退之間、有逆鱗云々」（自曆記二十九日条）	
○「山階大衆、訴訟和泉国司」「一代要記」	
▼上横手説……頼朝宛某「御教書」「折紙」が発給される「去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了。興福寺衆徒申和泉国司事、折紙見給候了」（頼朝書状）	
○興福寺大衆、10月20日の神木動座に備えるよう法隆寺に牒す「欲レ被レ共奉春日大明神御進發（中略）來廿日所レ可レ有御進發也者。任牒送旨欲レ被共奉乞也。衙察レ状莫緩怠」、以牒」（は改行）（法隆寺東院縁起）	

10 · 9	○頭弁藤原宗隆、維摩会勅使として、滝口所衆五人を従え下向「自會定一記」。
10 · 10	○興福寺維摩会、講師東大寺頼惠、探題興福寺權別當法印雅縁「三暦記」。
10 · 13	○維摩会正常に行われず、勅使を輕んず「維摩会如レ無。非レ当日所作人之外、不レ令出仕」、無レ打 <sub>コ</sub> 聞 <sub>カ</sub> 頭裏 <sub>カ</sub> 、打 <sub>コ</sub> 停勅使房番論義「了」〔三会定一記〕〔古記部類〕
10 · 14	○院において群議あり、興福寺の訴えにより、当面の処置として国司解任・目代の禁獄を決定「国司所行各雖 <sub>ニ</sub> 争申 <sub>ニ</sub> 先被 <sub>レ</sub> 召 <sub>ニ</sub> 下手人 <sub>ニ</sub> 。而衆徒猶以鬱訴 <sub>ニ</sub> 是燒 <sub>ニ</sub> 御神 <sub>ニ</sub> 之科云々。此條国司雖 <sub>レ</sub> 申 <sub>ニ</sub> 無実之由 <sub>ニ</sub> 、衆徒申状又難 <sub>ニ</sub> 處 <sub>ニ</sub> 誕 <sub>ニ</sub> 。先被 <sub>レ</sub> 止 <sub>ニ</sub> 勅旨 <sub>ニ</sub> 務 <sub>レ</sub> 、可 <sub>レ</sub> 被 <sub>レ</sub> 召 <sub>ニ</sub> 自暦記〕
10 · 16	○院議定にもとづき長者宣を下す。興福寺は維摩会番論義を一部実施するが、院の裁定になお納得せず「十月十四日丑刻許、停 <sub>ニ</sub> 任国務 <sub>ニ</sub> 、可 <sub>レ</sub> 召 <sub>ニ</sub> 禁目代於使序 <sub>ニ</sub> 之由被 <sub>レ</sub> 下 <sub>ニ</sub> 長者宣」。仍勅使房番論義一番許行了。大会陵遲何事如 <sub>レ</sub> 之哉。爰大衆猶不 <sub>レ</sub> 散 <sub>ニ</sub> 鬱念 <sub>ニ</sub> 〔三会定一記〕〔古記部類〕
10 · 17	○維摩会勅使軽んぜらる「堀河中納言（光雅）申送 <sub>ニ</sub> 云、衆徒連々蜂起、頭弁（宗隆）如 <sub>レ</sub> 存如 <sub>レ</sub> 云々」〔自暦記〕
10 · 18	○平親宗の大嘗会裝束司長官を解任し、和泉国知行を停止。 ・衆徒申状云、簞 <sub>ニ</sub> 卷神人 <sub>ニ</sub> 燒 <sub>ニ</sub> 榦畢、国司流罪被 <sub>ニ</sub> 禁獄 <sub>ニ</sub> 云々、而五節猶勤仕、可 <sub>レ</sub> 勤 <sub>ニ</sub> 裝束用 <sub>ニ</sub> 長官 <sub>ニ</sub> 云々、未曾有事歟」〔自暦記〕 ・平納言（親宗）依 <sub>ニ</sub> 南都衆徒之訴申 <sub>ニ</sub> 、被 <sub>レ</sub> 止 <sub>ニ</sub> 和泉国務 <sub>ニ</sub> 〔自暦記〕
10 · 19	・被 <sub>レ</sub> 止 <sub>ニ</sub> 長官 <sub>ニ</sub> 、依 <sub>ニ</sub> 興福寺大衆訴 <sub>ニ</sub> 也」〔公卿補任〕 ▼上横手説 <sub>ニ</sub> ……「御教書」および「折紙」が鎌倉に届く〔頼朝書状〕 ▼上横手説 <sub>ニ</sub> ……源頼朝、書状を書く〔鎌倉遺文〕〇一〇、補三〇七〕
10 · 20	○「去廿日、僧綱已下群 <sub>ニ</sub> 參長者殿之庭」〔興福寺申状〕 ○この日、神木動座が予定されていた〔法隆寺東院縁起〕

10 · 21	○僧綱ら上洛、国司の流罪を要求「廿一日僧綱以下上洛、燒 <sub>ニ</sub> 失御榦 <sub>ニ</sub> 罪過絶 <sub>ニ</sub> 古今 <sub>ニ</sub> 、可 <sub>レ</sub> 處 <sub>ニ</sub> 遠流 <sub>ニ</sub> 之由令 <sub>ニ</sub> 訴申 <sub>ニ</sub> 。大衆之訴訟不 <sub>レ</sub> 令 <sub>レ</sub> 成 <sub>レ</sub> 弁者」〔三会定一記〕〔古記部類〕
10 · 22	○「南都衆徒猶訴申云々」〔自暦記〕
10 · 24	○僧綱等、大嘗会以降に沙汰ありとの回答を得て、神木動座を停止し、許可なく下落「廿四日、奉 <sub>レ</sub> 下 <sub>ニ</sub> 大明神 <sub>ニ</sub> 可 <sub>レ</sub> 令 <sub>ニ</sub> 參洛 <sub>ニ</sub> 之旨申 <sub>ニ</sub> 。而自 <sub>レ</sub> 院被 <sub>レ</sub> 仰 <sub>ニ</sub> 出 <sub>ニ</sub> 權弁長房 <sub>ニ</sub> 、御榦木燒失事、国司不 <sub>レ</sub> 知之由申者。召 <sub>ニ</sub> 決兩方 <sub>ニ</sub> 可 <sub>レ</sub> 有 <sub>ニ</sub> 御裁許 <sub>ニ</sub> 云云。爰大衆申 <sub>ニ</sub> 云、一寺三千衆申 <sub>ニ</sub> 状、自 <sub>レ</sub> 昔以来不 <sub>レ</sub> 及 <sub>ニ</sub> 對 <sub>ニ</sub> 紀 <sub>ニ</sub> 決 <sub>ニ</sub> 、神木燒失争及 <sub>ニ</sub> 偽言 <sub>ニ</sub> 哉。隨神人等帶 <sub>ニ</sub> 燒木梢 <sub>ニ</sub> 由 <sub>ニ</sub> 云云。然而所 <sub>レ</sub> 被 <sub>レ</sub> 召 <sub>ニ</sub> 神人等於官序 <sub>ニ</sub> 、申 <sub>ニ</sub> 状大略不 <sub>レ</sub> 違 <sub>ニ</sub> 衆徒申 <sub>ニ</sub> 状 <sub>ニ</sub> 。仍大嘗会以後可 <sub>レ</sub> 有 <sub>ニ</sub> 御沙汰 <sub>ニ</sub> 之由有 <sub>ニ</sub> 其聞 <sub>ニ</sub> 。仍奉 <sub>レ</sub> 下 <sub>ニ</sub> 御神 <sub>ニ</sub> 之儀停了。僧綱已講等雖 <sub>レ</sub> 不 <sub>レ</sub> 給 <sub>レ</sub> 暇 <sub>ニ</sub> 各下向了」〔三会定一記〕〔古記部類〕
10 · 27	○大嘗会御禊 <sub>ニ</sub> 〔自暦記〕
11 · 1	○「興福寺申状」〔頼朝あて〕が作成される〔鎌倉遺文〕〇〇九〕 ○記録所において神人らを召し問う「春日社神人等、於 <sub>ニ</sub> 記録所 <sub>ニ</sub> 、頼朝書状到来、弥衆徒上洛停了」〔三会定一記〕〔古記部類〕
11 · 2	▼上横手説 <sub>ニ</sub> ……この頃、頼朝書状到着か。
11 · 8	◆通説 <sub>ニ</sub> ……差出人未詳、頼朝宛「御教書」および「折紙」が出される〔頼朝書状〕
11 · 15	○吉田経房、大嘗会検校となる〔公卿補任〕
11 · 16	◆通説 <sub>ニ</sub> ……「御教書」および「折紙」が鎌倉に届く〔頼朝書状〕
11 · 17	◆通説 <sub>ニ</sub> ……源頼朝、書状を書く〔鎌倉遺文〕〇一〇、補三〇七〕
11 · 18	○大衆參洛を促す院宣・長者宣を下す。大衆応ぜず「大嘗会以後廿日、被 <sub>レ</sub> 下 <sub>ニ</sub> 院宣 <sub>ニ</sub> ・長者宣 <sub>ニ</sub> 、參洛僧綱不 <sub>レ</sub> 申 <sub>ニ</sub> 身暇 <sub>ニ</sub> 而下向、無 <sub>ニ</sub> 其謂 <sub>ニ</sub> 、早可 <sub>レ</sub> 令 <sub>ニ</sub> 群 <sub>ニ</sub> 參 <sub>ニ</sub> 云云。各為 <sub>ニ</sub> 恐怖 <sub>ニ</sub> 不 <sub>レ</sub> 令 <sub>ニ</sub> 參上 <sub>ニ</sub> 」〔三会定一記〕〔古記部類〕

11・22	○土御門天皇大嘗会
11・23	○僧綱・衆徒参洛「大衆又令致密沙汰」之間、十一月廿三日令参洛「三会定一記」〔古記部類〕
11・25	◆通説：この頃、頼朝書状到着か。

11・27	○院の裁決あり「同廿七日、僧綱以下卅余人令参洛〔依レ召神妙参別所〕殿下御所」。院宣併依レ為初度御熊野詣、衆徒可宿中之由雖レ被仰下、不レ及承引依レ強訴申、停任國司、召禁目代處、訴申御榦焼失之由、仍可レ令下配流國司、召正禁召使等。衆徒張本又可レ有御沙汰、其中於二人已講円綱・玄俊者不可罷下云云。僧綱等申者、依レ為訴訟理致、及御裁許、可レ有張本御沙汰哉。可レ有御免之由雖レ令訴申、院・殿下無其御免」〔三会定一記〕〔古記部類〕
11・28	○玄俊を佐渡に、平宗信を播磨に配流「僧綱賜暇翌日下向。円綱・玄俊依院宣被付勸学院。雖レ有二人、円綱申開子細下向。玄俊蒙佐渡国配流宣旨、一寺愁歎猶不レ休歟。国司配流播磨云云」〔三会定一記〕〔古記部類〕〔一代要記〕

年表の中に両説を埋め込んでみると（▼・◆印で示した）、上横手説のほうがはるかに事態の経緯に照応していることがわかる。

さらに興福寺維摩会に関する年代記『三会定一記』（一五六四年以降成立）には、「而間関東武士等、為レ相禦衆徒入洛、如レ雲参洛。又前右大將頼朝書状到来、弥衆徒上洛停了」とあり、頼朝書状にいう「衆徒企参洛候者、且差遣前駆之武士、可レ相禦候」といった内容によく合致し上横手説が支持される。また興福寺申状は、頼朝の非難・警告に対応した陳弁を含んでいる、とする上横手氏の指摘については、次章第三節で検討する。

以上から、後鳥羽上皇と興福寺・和泉国司紛争に関する議論の前提として、紛争の経緯は上横手説に拠るのが妥当であると考える。

## 第二章 興福寺・和泉国司紛争

### 第一節 興福寺・和泉国司紛争の展開

ここで前章で示した関係年表にもとづき、紛争の概要を摘要すると次のようになる。

紛争は建久九年（一一九八）八月以前に、和泉国和泉郡池田・春木両荘、少し離れた日根郡谷川荘といった興福寺領三か所で起こった。後鳥羽上皇の熊野詣御所造営にかかる課役催徴のため、国司側は召使・神人を凌礮し、春木荘では神木（榦）を焼くにおよんだ。興福寺は、国司宗信の配流、目代の禁獄を要求したが、処分は下手人の禁獄にとどまつた。このため寺側は鬱憤をつのらせるなか、八月十六日後鳥羽上皇は熊野詣に出发していった（帰洛日未詳）。

九月十二日、渦中の人である平親宗が大嘗会御禊裝束司長官に任じられ、同月二十七日には興福寺が騒動するに至り、十月に入ると、いよいよ神木動座による強訴を決断した。八日には法隆寺に対し、二十日の神木進発に備えるよう牒状が出されている。また同八日には、源頼朝あてに某「御教書」および「折紙」が発せられた。

朝廷では神木動座（予定は十月二十日）を控え、十三日院において群議をおこない、国司平宗信の停任、目代の禁獄を決定した。翌十四日、この旨が長者宣をもって興福寺に通知されたが、なお衆徒は処分を不服とし「連々蜂起」（自曆記）したのであつた。

十月十六日にいたり、ついに朝廷は、和泉国知行国主平親宗の国務を停止し、大嘗会御禊裝束司長官の職を解任した。この日鎌倉では、頼朝が「御教書」「折紙」を受け取り、翌十七日に返書している。

に僧綱以下が上洛、摂政氏長者藤原基通のもとに参向して国司の流罪を要求した。これをうけて朝廷は再度議定を行つたうえで、国司は神木焼却を否認しており、双方を召して裁許を行ふ旨を通告したが、大衆は「一

寺三千衆申状、自レ昔以来不レ及<sup>19</sup>『対決』」（『三会定一記』・『古記部類』）とこれを拒否、証拠として神木の焼け残りを示したため、朝廷は大嘗会以後に改めて沙汰すると言明した。ちょうどこのころ（二十四～五日カ）、源頼朝書状が京都に到着し、さらに関東武士が多数入洛するにおよんで、衆徒は神木動座を中止して南都に引き上げた。

十月二十七日の大嘗会御禊を経て、十一月一日、興福寺は源頼朝に陳弁の書状（申状）を送つた。また翌二日、記録所に春日神人らが召され、和泉国司の濫行について尋問がおこなわれた。十一月十八日（または二十九日）<sup>20</sup>には、院宣・長者宣をもつて大衆の上洛をうながしたが、大衆は命に応じなかつた。二十二日の土御門天皇大嘗会を経て二十七日、僧綱以下が氏長者基通の御所に呼び出され、院宣が告げられた。すなわち、朝廷はついに國司平宗信の播磨国配流を決定したのである。併せて興福寺僧玄俊も佐渡流罪となり、両成敗の裁定がなされて、事件はいちおうの決着をみるにいたつた。

## 第二節 紛争にかかわった人びと

### （1）平親宗とその一族

興福寺により、神人等凌礮の張本とされたのは、和泉国知行国主平親宗と子の宗信である。平親宗は、平時忠・滋子・時子を兄弟姉妹に持つ後白河法皇側近であり、源平の争乱を生き延びた平氏として、なお朝廷に重きをなしており、ときに從二位權中納言であった。親宗は紛議渦中にあつたにもかかわらず、建久九（一一九八）年九月十二日には、大嘗会御禊装束

司長官に任じられ、興福寺の抗議

吉田経房と平親宗

（『尊卑分脈』より作成）

をうけて十月十六日にはこれを罷免されている。翌正治元年六月

二十七日、五十六歳で没した。子

の宗信（従五位上少納言）は、父の

親宗が和泉国知行国主であつたこ

とから、建久五年（一一九四）和泉

守となつた。興福寺の訴えにより

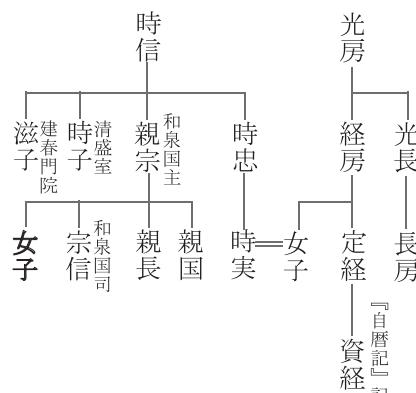
建久九年十二月十六日播磨国に配

流されたが、三年後の建仁元年

（一二〇二）には召し返された。

『尊卑分脈』によると、平親宗の

男子には宗信のほかに、親国・親長の名がみえるが、『明月記』正治元年（一一九九）七月十五日の除目記事には、「加賀守親時（親長カ）（親宗卿朝恩給レ之、以ニ二男「任レ之、去年南京衆徒訴訟、還太事歟）とあり、三男宗信の流罪中であるにもかかわらず、親宗—親時（親長カ）父子が加賀国を賜つていたことがわかる。



なお紛争の発端となつた「苛法」は、知行国主平親宗・国司宗信父子が直接現地に下向しておこなわれた（今度者、平中納言共<sup>21</sup>国司<sup>22</sup>下向、種々苛法眼前所<sup>23</sup>被<sup>24</sup>張行<sup>25</sup>也）（「興福寺申状」）。親宗の下向には批判があつたようで、『皇帝紀抄』（後鳥羽の頃）には、「事起、父卿為<sup>26</sup>勤<sup>27</sup>仕上皇御熊野詣御儲<sup>28</sup>、下<sup>29</sup>向泉州<sup>30</sup>、世以不<sup>31</sup>甘心<sup>32</sup>」とある。

### （2）「御教書」と吉田経房一族

「頼朝書状」には、「去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了。」とあつて、頼朝のもとへは、

「八日付御教書」と「折紙」が届いていた。通説では、「御教書」の発給者に関白・氏長者藤原基通が想定されていたことは、さきに見たとおりである。これにたいし上横手雅敬氏は「ついでながら御教書の差出人にについても、基通と断ずる理由はない」<sup>21)</sup>と基通発給説を留保している。「頼朝書状」が後欠で、かつこの時期の『吾妻鏡』記事を欠いていることなどから、御教書の内容および発給者を明らかにするのは困難であるが、あえてその「候補」について検討したい。

「御教書」を発給できる公卿のうち、当時源頼朝との間に太いパイプをもつていたのは中納言民部卿吉田経房であった。経房は後白河院政期関東申次として活躍し、建久六年（一一九五）四月には、上洛中の頼朝と対面し、砂金・龍蹄などを贈られている（『吾妻鏡』）。したがって、後白河法皇没後、後鳥羽親政期を通じ、院政期に入つてなお朝幕間に重要な位置を占めていたと考えられる。

吉田経房はまた、本件にも深くかかわる立場にあった。前掲系図に見るように、経房の甥にあたる長房は後鳥羽上皇近臣として、本紛争にかかる院・朝廷の対応を一身に奉行している。のちには出家して覚真と名のり、「興福寺申状」を起草したとされる貞慶の跡を継いで海住山寺二代住職となつた。また日記『自暦記』に、紛争にたいする公家側の対応を詳しく述べたのは経房孫の資経であった。経房女子には「時実卿室」（尊卑分脈）がいて、平親宗一族との関係も深い。また『尊卑分脈』によれば、経房の兄弟「行舜」に「母平親宗卿女」との注記があるが、年齢等からして疑義があり、系図には記載しなかつた。

さらに紛争の当事者である平親宗の男親長は、後述の十月十八日経房の任大納言御慶申の「前駆先一家人々」のなかに「治部權大輔（親長）」と名前があり（『自暦記』）、七条院では御慶申の取り次ぎを行うなど、経房と密接な関係にあつたと考えられる。

本紛争中における経房の行動は、孫の資経が日記『自暦記』に記録しているため、比較的くわしく知ることができる。同書によれば、事件にかんする院議定は十月十三日・二十一日の二回、経房甥の長房が奉行して行われた。経房は、はじめの「群議」には参加していない模様であるが、二十一日の「議定」について『自暦記』には、

今日、依<sup>ニ</sup>南都衆徒訴事<sup>ヲ</sup>、於<sup>ニ</sup>院可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>議定<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>長房奉行<sup>ヲ</sup>。再三依<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>其催<sup>ヲ</sup>、卿殿未<sup>レ</sup>冠<sup>ヲ</sup>、扶<sup>ニ</sup>灸治<sup>ヲ</sup>御<sup>レ</sup>参<sup>レ</sup>院<sup>。</sup>

とあつて、院から再三の催促があり、経房は冠もつけず病をおして出席したのである。議定は、神木動座をかまえた興福寺僧綱らが上洛、国司の流罪を要求するという緊迫した事態をうけて行われたのであり、その対応には経房の存在が不可欠であったと想定される。

吉田経房は、大嘗会御禊（十月二十七日）に参列した後、権大納言藤原頼実の任右大臣の替として権大納言に昇進（十一月十四日）、任民部卿の兼任宣旨を受け（十七日）、翌日には御慶申をおこなつて、十二月二十九日には帶剣を聽されるなど、後白河法皇につづき、後鳥羽上皇にも重用されていたことがわかる。

さらに経房は十一月十五日、大嘗会検校に任じられた（『公卿補任』）。経房にとつて今次大嘗会の円滑な催行は、とりわけ緊要の課題であった。したがつて神木動座という事態をどうしても回避しなければならなかつたのである。経房は甥の長房や孫の資経を動員してことにならせたのは当然ながら、「申次」の域を超えて、直接源頼朝の助力を要請したのではないだろうか。あるいは後鳥羽上皇自身の意を奉じて、文字どおり「申次」を行つたのかもしれない。

いまひとり、興福寺と深くかかわった公卿として、源通親をあげることができるが、頼朝とのパイプ等からして、吉田経房を描いて「御教書」発給者に想定するのは躊躇される。

つぎに、源頼朝書状と興福寺申状の内容をあらためて検討する。

三〇一

## (2) 興福寺申状

かくて興福寺は、頼朝の強硬姿勢と、現実に行われた軍事動員に恐怖して、別会五師の名をもつて申状（陳弁）を鎌倉に送つたのである。同書は五か条からなり、第一条「和泉国司旁犯遇（過カ）事」において、和泉国三か荘における国司の狼藉をくわしく述べ、しかもその苛法が、平親宗父子が現地を訪れ、その眼前で行われたにもかかわらず、国司の流罪さえ行われないと訴える。

第二条「衆徒上洛不可及驚異事」では、衆徒上洛が正当で伝統的な手続きを経、しかも非武装で行われ、他門の例とは異なるものであると陳じている。また、条末において「入洛輩、殊可レ禁レ遏兵具」之由、衆議已了。此条雖「自今以後、不可レ及御疑胎」者也」と、頼朝の「疑胎」を前提に陳弁が行われている。第三条「不レ弁<sup>時</sup>節譏嫌<sup>時</sup>由事」は、頼朝の「不レ顧<sup>時</sup>抄節」云々という非難に対応しており、寺側は大嘗会御禊終了まで、譲歩を重ねて神木動座を控えたにもかかわらず、御禊が終わつた今なお朝廷の沙汰がないことに抗議している。続く第四条「初度臨幸可レ忌」（忘カ）万事「由事」は、頼朝が「就中院号之後、南山初御臨幸候」と衆徒の自重を促した一項に対応している。寺側の論理は、初度御幸の重要性をわきまえず非法におよんだのは国司の方であり、かかる行為に対する抗議を後鳥羽上皇にまで達することこそ、今後の円滑な御幸にとつて重要であると説明している。第五条「可レ有<sup>レ</sup>対問<sup>レ</sup>由不<sup>レ</sup>叶<sup>レ</sup>物儀<sup>レ</sup>事」では、「三千一同之訴訟、全无<sup>レ</sup>勝劣」と対問を拒否したうえで、「幕下争不<sup>レ</sup>諫<sup>レ</sup>我君、々以為<sup>レ</sup>聖、上皇宜<sup>レ</sup>感<sup>レ</sup>其詞」と、頼朝に後鳥羽上皇への取りなしを依頼して、申状は閉じられている。

関東武士参洛については、後鳥羽院政発足直後の政治状況としては極めて重大な事態であるが、この時期の『吾妻鏡』記事を欠いており、詳しいことはわからない。この間の事情につき、関連史料の探索を含めて、さらなる追究が必要である。

## 第三節 源頼朝書状と興福寺申状

### (1) 源頼朝書状

さきに見たように、源頼朝は、大嘗会という一代一度の国家嘉礼を控えたこの時期に、たかが一両人の神人の沙汰で群參に及び、ましてや蜂起を企てるなどもつてのほかであると興福寺を非難した。同時に「君者雖レ<sup>レ</sup>和泉国司一人、何事之<sup>レ</sup>闕御哉」と、朝廷にとつてかかる事件は小事なのだと述べている。頼朝には神木や「三千衆徒申状」といった伝統的權威は通じない。次に頼朝の武士觀が述べられていて興味深いが、頼朝によれば、武士の輩はもともと一芸を掌り、全く是非をわきまえざる者であるが、私の意趣による報復等が制御されているのは、君徳を仰ぎ奉るからである。これに比べて、理非をわきまえるべき衆徒が、小事をもつて違乱に及ぶのは朝敵というべきである。このように述べて頼朝は、

衆徒企<sup>レ</sup>参洛<sup>レ</sup>候者、且<sup>レ</sup>差<sup>レ</sup>遣前駆之<sup>レ</sup>武士<sup>レ</sup>、可<sup>レ</sup>相禦<sup>レ</sup>候。猶不<sup>レ</sup>拘<sup>レ</sup>皇威<sup>レ</sup>、提及<sup>レ</sup>訴逆<sup>レ</sup>者、頼朝雖<sup>レ</sup>自身<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>馳參<sup>レ</sup>候歟。と、恫喝を加えている。『三会定一記』には「而間関東武士者、為<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>禦衆徒入洛<sup>レ</sup>、如<sup>レ</sup>雲參洛<sup>レ</sup>」と、頼朝の書状とほぼ同時に「前駆武士<sup>レ</sup>」が入洛したと記されている。

関東武士参洛については、後鳥羽院政発足直後の政治状況としては極めて重大な事態であるが、この時期の『吾妻鏡』記事を欠いており、詳しいことはわからない。この間の事情につき、関連史料の探索を含めて、さらなる追究が必要である。

#### 第四節 後鳥羽上皇と興福寺・和泉国司紛争

本節では、譲位直後の後鳥羽上皇にとつて、興福寺・和泉国司紛争が、いかなる政治的意味をもつていたかについて考察したい。

##### （1）朝廷・後鳥羽上皇と寺社紛争

建久九年（一一九八）は、後鳥羽天皇の譲位（正月十一日）にはじまり、源頼朝の落馬事件（十二月二十七日）をもつて終わるという、政治的大事に明け暮れた。青年上皇后鳥羽は、譲位の翌十二日には、さつそく蹴鞠に興じ、以後連日のように嵯峨法輪寺、石清水・賀茂・日吉各社、鳥羽などへの御幸を繰り返している。祖父後白河法皇最後の熊野御幸（建久二年四月一日）から七年後の八月十六日には、はじめての熊野御幸に出发した。

後鳥羽天皇譲位直後の朝廷は源通親の支配下にあり、九月十七日には一条高能が、父能保（前年没）に続いて没した。一条家は源頼朝との縁故によつて後鳥羽院政に影響を与えていただけではなく、頼朝の姪にあたる能保娘は後鳥羽天皇の乳母でもあつた。<sup>24)</sup>能保・高能の死去にともなう一条家の地位低下は、朝廷における源頼朝の力を削ぐとともに、源通親の後鳥羽にたいする影響力をいつそう強めることとなつた。

遊興御幸に明け暮れ、政治的無関心にみえる後鳥羽上皇であつたが、當時上皇の政治課題は、初度熊野御幸と国家的行事である土御門天皇御禊・大嘗会を円滑に実施することであつたといつてよい。しかし、熊野御幸に前後して後鳥羽上皇は、近江国と和泉国を舞台とした二つの寺社紛争を経験しなければならなかつた。

延暦寺千僧供領遠江国赤土莊では、西塔横川衆徒が、執当実誓の聖供米未進を追求したところ、実誓は東塔衆徒と語らつて比叡山上に城郭を構えた。横川衆徒は裁許が遅いことに抗議して離山を企てるにいたつた

ため、九月十六日朝廷は、実誓を出雲に、西塔僧を土佐、隱岐などに配流した（年表）。また和泉国においては、本稿でとりあげる紛争が起つた。

後鳥羽上皇は院政開始早々、まさに南都北嶺に紛争をかかえることとなつたのみならず、後者の紛争に関連して、大嘗会御禊装束司長官罷免という代償をはらわなければならず、上皇の政治課題遂行に齟齬をきたし、権威が損なわれる仕儀となつた。

さらに、紛争勃発直後の十月二十八日に後鳥羽上皇が行つた大般若御読経のさい、平親宗の子親長が堂童子を辞退した。ために後鳥羽の「逆鱗」にふれたたという（『自曆記』九・二九条）。本件と紛争との関係は未詳であるが、親宗・宗信父子に、平穏円滑たるべき熊野御幸にケチをつけられたうえに、親長にまで仏事参仕を拒否された後鳥羽の心情が察せられる。

##### （2）興福寺維摩会

続く十月十日、興福寺衆徒・春日神人が神木動座をかまえる緊迫の南都へ、興福寺維摩会のため恒例の勅使として頭弁藤原宗隆が遣わされたが、寺は勅使の饗応である勅使房番論義を行わず宗隆を侮辱した。ここに朝廷の権威はまつたく失墜する次第となつた。おまけに興福寺は、十月十四日にいたり、国司解任・日代禁獄という朝廷の譲歩をうけて、勅使房番論義を一番だけ実施した。まことに朝廷の権威を逆なでする挙であり、かつしたたかな駆け引きであつた。中納言藤原光雅は「衆徒連々蜂起、頭弁如レ存如レ亡」（あつてなきがごとし）と、勅使宗隆の無力ぶりと、朝廷が興福寺によりないがしろにされている様子を吉田資経に伝えている。<sup>25)</sup>後鳥羽上皇の心境は「逆鱗」以上のものがあつたであろう。

しかし、後鳥羽上皇と興福寺の間には対立があつただけではない。事件当時の別当は範玄であつたが、紛争終息直後の建久九年十二月には、源通親の同母兄雅縁がこれに代わり、以後別当職をほぼ独占する。また

「興福寺申状」を起草したとされる貞慶に、後鳥羽は事件後の正治元年

(一九九)頃から帰依するようになり、翌二年三月には、雅縁と貞慶の尽力で後鳥羽の南都御幸が実現している。また、衆徒の蜂起をうけて、二度にわたる院議定を奉行した近臣権左少弁藤原長房は、貞觀入寂後出家して、海住山寺を継いだ。

### おわりに

延慶二年(一三〇九)成立の『春日權現靈驗記』卷六には、病を得た平親宗について、「春日大明神の御勘當あるによりて、はやめされるべきになりぬ」と、祈祷の験者が語り、「春日大明神の、平中納言をめす御使なり」と自称する者があらわれて、やがて親宗が没するとの絵と詞を載せている<sup>②</sup>。事件後百余年が過ぎてなお、紛争の記憶は春日社・興福寺周辺に根強く伝承されていたことがわかる。

後鳥羽院政の発足と時を同じくして発生し、源頼朝による軍事動員にまで発展した興福寺・和泉国司紛争に關し、源頼朝書状の日付をめぐり、上横手雅敬氏が提示した新説について検討した。二種類の『興福寺牒状』写本(尊經閣本・尊勝院本)の構成、「源頼朝書状」「興福寺申状」の内容、諸史料により作成した関係年表等にもとづく考察から、上横手説が妥当であると結論した。また、事件当事者である平親宗一族との関係に言及したうえで、頼朝宛て「御教書」の発給者として、吉田経房を想定した。こうした前提作業ののち、上横手説にしたがつて事実経過を詳細に吟味し再構成した。その結果、後鳥羽上皇の権威がないがしろにされるという局面を含みながら事態は展開し、結局朝廷は興福寺の要求に屈して国司流罪を余儀なくされた。他方朝廷は源頼朝をたのみとし、これに応えて頼朝は興福寺を恫喝するとともに、軍勢を京都に展開し、大嘗会直

近の神木動座という事態は回避されたのである。

かくて譲位直後の後鳥羽上皇の政治課題—熊野御幸と大嘗会の円滑な催行—は、両方ながら全きを期すことができず、後鳥羽上皇の政治的権威は、平親宗一族と興福寺の双方によつて、いちじるしくそこなわれたと評してよいであろう。

しかし書状において頼朝は、武力は後鳥羽上皇の権威によつて制御されており、興福寺もまた申状において上皇への奏上を頼朝に期待している。すなわち幕府・寺社権門双方の論理と行動における権威の源泉が朝廷すなわち後鳥羽上皇に求められている。

源通親の庇護のもと、一見御幸や遊興に明け暮れたかにみえる後鳥羽院政のスタートは、同時期南都北嶺に紛争をかかえつつ、かかる状況のなかで切られたのである。

### 注

- ① 田中稔「鎌倉初期の政治過程—建久年間を中心にして—」(『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は『歴史教育』一一六、一九六三年)、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係—建久年間を中心にして—」(『史林』五四一六、一九七一年)、上横手雅敬「建久元年の歴史的意義」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は赤松俊秀教授退官記念事業会編『国史論集』一九七二年)など。

- ② 三浦周行『鎌倉時代史』(『日本史の研究』新輯一)、岩波書店、一九八二年、初出は『大日本時代史』の一部として刊行、早稲田大学出版部、一九〇七年、一九一六年に改版)九三頁、辻善之助「頼朝の宗教政策」(『日本仏教史』一 中世編之)、岩波書店、一九四七年)三四〇六頁、『和泉市史』(和泉市史編纂委員会、一九六五年)二四五〇六頁、上横手雅敬「幕府と京都」(『鎌倉時代政治史研究』注①前掲、初出は『京都の歴史』二 中世の明暗』学芸書林、一九七一年)六四〇五頁、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係」(注①前掲)二六〇頁、上横手雅敬「最後の頼朝書状」(『鎌

倉時代政治史研究』（上掲、初出は「鎌倉遺文月報」二、一九七二年）、大

山喬平『日本の歴史9 鎌倉幕府』（小学館、一九七四年）二三五〇七頁、  
保井秀孝「貞慶の宗教活動」（『日本史研究』二二四、一九八一年）五四〇  
五頁、『大阪府地名大辞典』（角川書店、一九八三年）、『大阪府の地名』（平  
凡社、一九八六年）、泉谷康夫『興福寺』（吉川弘文館、一九九七年）一一一  
（二頁など）。

③ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」（注②前掲）。

④ 『興福寺牒状』明治十九年七月影写本（請求番号3071・03-1-2）、

明治二十一年九月影写本（同3071・03-1-3）。

⑤ 写本（請求番号4171・03-1-3）。

⑥ 「集められた文書・典籍類の鑑定・選択は、木下順庵が中心となつて行つたが、綱紀自信も必ず目を通し、（中略）包紙に備忘が書かれているものなどが数多く所蔵されている」（菊池紳一「尊経閣文庫解説」『尊経閣文庫  
国書分類目録』ゆまに書房、一九九九年）八頁。

⑦ 泉谷康夫氏は文書名を「啓状」（『興福寺』注②前掲、一一一頁）、衣川  
仁氏は「興福寺申状」（『中世寺院勢力論』吉川弘文館、二〇〇七年、二〇二  
頁）としている。上横手雅敬氏も「一般に牒状と呼ばれているがこれは興  
福寺が鎌倉に遣わした申状である」と書いている（『権力と仏教の中世史』  
法藏館、二〇〇九年、一八〇頁）。東大史料編纂所も、影写本の注記にお  
いて、「承安三年—保元三年、附：興福寺遣鎌倉状（建久九）」として、牒  
状と区別している。

⑧ 尊勝院本には抹消年付はない。  
⑨ 黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』（吉川弘文館、一九八八年）  
三四四頁。

⑩ 上横手雅敬「幕府と京都」（注②前掲）六五頁。  
⑪ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」（注②前掲）。

⑫ いざれも注②前掲。  
⑬ 黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』（注⑨前掲）三五四頁。  
⑭ 『群書類從』二二六、四三〇頁。

⑮ ちなみに、竹内理三氏は、同書状を『鎌倉遺文』正編（一〇一〇号）お  
よび補遺（補三〇七号）の二箇所に収録しているが、後者では「御禊・大

嘗会」と並列点が付されており注目される。

⑯ 『法隆寺東院縁起』は『大日本史料』四一五、『三会定一記』は『大日本  
佛教全書一二三 興福寺叢書第二』（覆刻版、名著刊行会、一九八〇年）、  
十七世紀以降のものであるが興福寺一乘院家坊官二条憲乗の編纂した『古  
記部類』は、『大日本史料』四一五、『自曆記』は、平田俊春『平家物語の  
批判的研究』下（国書刊行会、一九九〇年）井上幸治氏の御教示による  
にそれぞれ収載されている。なお、『吾妻鏡』はこの時期の記事を欠く。

⑰ 「大嘗会以後廿日」……仏教全書版（注⑯）では、「大嘗会以後（廿日）」  
と「廿日」が割書きで翻刻されている。しかし東大史料編纂所蔵「永禄九年  
三月兼深大僧都跋、延宝四年二月写」賸写版（請求番号2014-193）  
および『古記部類』では、「大嘗会以後廿日」となっている。上記「大嘗  
会」は前後関係から「御禊」を指すと考えられるから、「廿日」が日付を  
指すと解すれば「十一月二十日」、大嘗会御禊（十月二十七日）以後二十  
日であれば、「十一月十八日」となる。ここでは後者を探つておく。

⑱ 同記事は、興福寺『古記部類』にも引載されている。  
⑲ 十月八日付「御教書」が同月十六日に鎌倉に届いている（頼朝書状）こ  
とから推定。

⑳ 注⑯参照。

㉑ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」（注②前掲）一六八頁。

㉒ 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」（『院政の研究』臨川書店、  
一九九六年、初出は『史林』六七一三、一九八四年）。

㉓ 親長は、建久五年（一一九四）正月六日、七条院の御給によつて正五位  
下に叙されている（公卿補任）。

㉔ 『玉葉』建久二年十一月九日条。

㉕ 永村眞「法会」と「文書」—興福寺維摩会を通して（佐藤道子編『中  
世寺院と法会』法藏館、一九九四年）三〇〇頁。

㉖ 『自曆記』建久九年十月十四日条。

㉗ 小松茂美『春日権現験記絵』上（続日本の絵巻13、中央公論社、一九九一  
年）。